

社会福祉法人相模翔優会役員・評議員及び第三者委員の報酬等 に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人相模翔優会以下、「法人」という)の役員・評議員及び第三者委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・監事及び評議員という。

(理事会・評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事・監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員及び理事が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

3 大和市外から公共交通機関を利用した場合には、別途交通費を支給する。

(役員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、役職に応じて、別表2により報酬を支払うことができる。出退勤の確認は、就業規則第50条2の定める出勤簿の記録によるものとする。

2 前項の報酬額は、1回につき20000円とする。

3 理事及び評議員が理事会・評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 交通費については、その実費を支給するものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 大和市外から公共共通機関を利用した場合には交通費を実費支給する。

(第三者委員及び評議員選任解任委員の出席)

第6条

第三者委員については、苦情解決委員会の出席及び個別苦情対応等に出席したときは別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 評議員選任解任委員会委員は、委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人相模翔優会旅費規程により交通費、宿泊費を支給することができる。

- 2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員が兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の承認を経なければならない。

(補足)

第10条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附則

- 1 この規程は、平成22年10月21日より適用する。
- 2 この規程は、平成25年3月29日より施行し、平成25年2月25日より適用する。
する。
- 3 この規程は、平成25年11月1日より適用する
- 4 この規程は、平成29年4月1日より適用する
- 5 この規程は、平成31年2月1日より適用する

別表1

名 称	報 酬	交 通 費
理事会出席報酬等	3,000円	市外のみ実費
評議員会出席報酬等	3,000円	市外のみ実費
第三者委員会出席報酬等	3,000円	市外のみ実費

別表2

名 称	報 酬	交 通 費
理事長業務報酬等（非常勤）	20,000円（日額） （上限200,000円とする。）	市外のみ実費
理事業務報酬等	3,000円（日額）	市外のみ実費
監事監査指導報酬等	3,000円（日額）	市外のみ実費